

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年11月20日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 学校教育とジェンダー平等社会
- 2 自衛隊に個人情報を提供することと自治体のありかた
- 3 永山公民館駐車場の精算機の改修を急いで

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月20日	No.11
	午後7時59分	

1. 学校教育とジェンダー平等社会

2023年の日本のジェンダーギャップ指数は146ヶ国中125位、2006年の公表以来最低順位です。特に政治分野は138位と男女格差が大きくなっています。女性の政治参加や女性管理職の割合が他国より低いだけでなく、非正規労働者における女性比率の高さなど解決すべき課題は大きなものがあると思います。

一方、性被害を知らせる報道が連日のように続いています。男女を問わない子どもの性被害の背景には、性の問題がダブー視され、本当に必要で正しい教育がされない状況も一因になっているのではないのでしょうか。文科省の「生命の安全教育」でも、小学校から高校生向けのプログラムには「性暴力」という言葉は使われていますが、いわゆる「はどめ規定」によって「性交」については扱われません。この議会でもすでに取り上げられている「包括的性教育」について学校教育のなかで生かしていく時代になっていると考えます。

こうした状況を背景にして、多摩市教育委員会の考えや実践について伺います。

- (1) マスコミ報道で多摩市の教育現場では、男女混合名簿の利用が遅れていて来春実施される都内最後の自治体という趣旨の報道がありました。本当にそのような状況なのでしょう。多摩市の現状と教育委員会の見解をお答えください。
- (2) 「ジェンダー平等」という言葉を使わないで「男女平等」でよいのではという見解もありますが、教育委員会の見解を伺います。
- (3) LGBTQの子どもたちの希望のなかでは「先生が多様な性について学んでほしい」「不要な性別欄はなくしてほしい」「図書館に關係図書置いてほしい」「修学旅行時など理由を言わないで個室入浴可にしてほしい」「着替えは一人でさせてほしい」など様々な要求が出されています。教育委員会また、教育現場ではどのような配慮がされているのでしょうか。
- (4) 平和・人権課の用意した資料を使っての中学校での学習は、全校で実施されているのでしょうか。また、生徒の感想やそこから得られる問題点、克服すべき問題点などをどのように捉えていますか。
- (5) 「生命の安全教育」の動画を見ても、「性交」の持つ具体的な意味が不明であり、時に予期せぬ妊娠などが起きる現実もあります。「はどめ規定」は実際にあるのでしょうか。多摩市教育委員会としては、「包括的性教育」の在り方もふくめどのような考えをもっているのでしょうか。

2. 自衛隊に個人情報を提供することと自治体のありかた

6月議会において、多摩市は「自衛官および自衛官候補生」の募集に関して、2021年3月5日付防衛省人事教育局人事育成課長、総務省自治行政局住民制度課長の連盟通知により、住民基本台帳法の一部の写しを用いることは問題ではないと明確化されたので、2021年度から紙による資料提出始めたとの答弁がありました。一方、閲覧によるものは毎年公表しているが、紙での提出については市民に周知していないことも明らかになりました。また、対象者が提出拒否の意思表示をする機会ともなる「除外申請」も実施していないとのことでした。今後検討をすすめるとのことでしたので以下質問します。

- (1) 市民への周知、除外申請についてどのような検討がなされたのか、実施に移されたのか、実施されていないのか伺います。
- (2) 市は、「取り扱いが明確化されたこと」「新型コロナの影響で閲覧作業での密集回避」を主な理由としていますが、名簿提出対象となる人たちの「人権や個人情報保護」についての配慮はおこなわなかったのでしょうか。私は憲法の「地方自治の本旨」や「職業選択の自由」の項にも反するのではないかと考えます。市の見解を伺います。

3. 永山公民館駐車場の精算機の改修を急いで

ちょうど20年前、2003年12月議会で、自動交付機や駐車場の精算機の改善問題について取り上げました。20年の歳月のなかで、システムの変更や機器の改善がおこなわれましたが、変わっていないのが永山公民館駐車場出口の状況です。坂道に設置されており、駐車券が入れにくく、硬貨の投入も入れづらく、落とすと後ろに並んだ車にも迷惑をかけてしまい、なおかつカード類も使用できません。ホールでの行事のある日など、混乱の原因にもなっています。設置者は多摩市教育委員会となっているそうです。図書館、公民館の利用者のためにも一刻も早く改善をすべきと考えます。

- (1) 当時の福祉部長は「今後、関係部局とも十分連携をとりながら、その辺の改善は図っていきたいと考えております。」と答弁されています。その後の経過をお聞きします。
- (2) 今年3月の経営会議での「指定管理者制度更新にあたっての基本的な考え方」の決定から、9月1日の「指定管理者候補決定」の間に、現指定管理者および教育委員会側から「精算機」に関する話はなかったのか、あったとすればどのような内容だったのか伺います。

- (3) 来年は紙幣の変更も予定されており、そのための変更はおこなわれると思います。これを機に、精算機の改善はもちろん、1階エレベーター付近に事前精算機を設置すべきと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 小中学校の教員における女性比率、また校長の女性比率(全国・東京都・多摩市それぞれの調査結果)
- ② 教職員のジェンダー学習およびLGBTQについての学習実施状況(過去5か年多摩市)
- ③ 2-(1)について日程的な検討の経過、まとめられた文章があれば。
- ④ 東京都内における、区市町村の「住民基本台帳の閲覧と写し」「紙での資料提出」実施状況。
- ⑤ 3-(1)部長答弁後の具体的検討状況、またこの20年間の公民館駐車場の精算機改修経過のわかる資料。
- ⑥ 改修費用概算(来年の紙幣変更対応、カード対応への変更、コイン投入口の変更、事前精算機の設置)

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 市民に愛され持続可能な維持管理のための樹木の剪定、伐採とは
- 2 TIC(多摩市国際交流センター)の日本語支援における対面・オンラインの併用について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月21日	No.12
	午前11時40分	

1 市民に愛され持続可能な維持管理のための樹木の剪定、伐採とは

多摩市には多くの公園があり、多くの樹木があります。市民の方からは、多摩市は緑が多いから、多摩市に住むことを選んだとの声も聞きます。緑には、私たちを、心地よくさせる力、穏やかにさせる力があるように感じます。

今、神宮外苑の再開発の行方は、都民に限らず、全国的にも大きな関心事となっています。神宮外苑は、1918年に計画されました。当初、最も重視したのが、いかに「永遠の杜」を造るかで、植栽直後から、50年ごとの構造をシミュレーションし、針葉樹や常緑広葉樹など多様・多層の樹高を織り交ぜ植栽することで、持続可能な杜を目指したそうです。そのような杜を維持管理することは、近年の、私たちの取り組むべき、地球沸騰化を防ぎ、CO2削減であるカーボンニュートラルに向けた取り組みにも繋がっていると感じます。

実際、多摩市も、大小200以上の公園がありますが、自然環境との共生に、大きく寄与していると感じます、しかし、そのためにも、公園の樹木の持続可能な維持管理は大変重要です。放置すれば、景観を損なうだけでなく、安全性も危惧されます。多摩市も市制50周年が過ぎ、パルテノン多摩や中央図書館も立つ多摩中央公園の整備も始まるなど新たな歩みが始まっていますが、現状の多摩市内の公園の樹木は、枯れ木、枯れ枝やなら枯れ、松枯れなどの樹木も散見されます。

今回は、多摩市民からこれからも愛される持続可能な公園、樹木となることに焦点を当て、公園の樹木を維持管理するにあたり、どのような視点を重視すべきか質疑させていただきます。

- (1) 多摩市の公園における樹木の中で、枯れているにもかかわらず、伐採されてない樹木があると市民から聞くことがあります。ご認識を伺います。
- (2) 委託先とは仕様書を交わしていると思いますが、その内容の中に、樹木の伐採も含まれているのか伺います。
- (3) 樹木の伐採について、伐採するか判断し、決定するのは誰なのか伺います。

- (4) 以前、他の自治体のキャンプ場で樹木が倒れ就寝中の利用者が亡くなられた事故がありましたが、公園の樹木が枯れて危険であるなどの報告義務は委託業者に課せられているのか伺います
- (5) 委託業者に3年間継続の業務委託として入札し契約することがあるのか伺います。その場合、何故、1年毎でなく3年なのか伺います。併せて、3契約終了時、仕事の評価をするのか伺います。
- (6) 樹木管理について市として管理方針や計画を作成しているのか伺います
- (7) 指名競争入札で事業者を決める場合、業者について、公園の所管と契約の所管で連携しているのか伺います。実際、入札は金額で選ぶとしても、どこを指名するか、事業者の仕事の評価が契約の所管に伝わっていないことで、指名する際の判断材料が不足してしまうことが懸念されます。ご見解をお聞きます。

2 TIC（多摩市国際交流センター）の日本語支援における対面・オンラインの併用について

今年の5月から新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変わり、それに伴い、私たちの暮らしは、移動も自由さを取り戻しました。今や国内の移動だけでなく、海外に行く、海外から来られる人も多くなっています。そのことは、誰にとっても嬉しいことですが、コロナの影響で、学校においては、子どもたちに一人一台のタブレットを支給するギガスクール構想を加速させ、社会は、リモートワークが加速したように、コロナ前の学校、社会に全てを戻す必要も戻ることもないはずで

どちらが適しているか、個々の事情に合わせ、ケースバイケースで対面・オンラインを選べる時代です。そのことを踏まえ以下質問します。

- (1) TICにおけるボランティアの日本語支援のオンラインの実態をお聞きます。
- (2) TICにおいて日本語支援のオンラインの要望はあるのかお聞きます。

- (3) オンラインが苦手な方がいる一方、体調に関わらず利用できることや交通費・時間の削減にもなることから今後の方向性として対面・オンラインの併用の活用は重要と考えます。
ご見解をお聞きします。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 多摩市内の公園の維持管理の委託の振り分け区分の区域の分かるもの。
- ② 過去15年間その区分において委託管理事業の落札が継続して同じ業者であるかそうでないかわかるもの。委託事業者の偏りがいいのか判断できるもの。
- ③ 公園の維持管理の委託の仕様書
- ④ どこに枯れ木が放置されているのか実態箇所がわかるもの。
- ⑤ TICの日本語セミナーにおける、2019年からの各会場の参加人数のリポートと対面の分かるもの

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月20日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 老人福祉館・コミュニティセンター等における「福祉的避難所」の課題について
- 2 災害時医療連携について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月20日	No. 14
	午後4時7分	

項目別質問内容

1. 老人福祉館・コミュニティセンター等における「福祉的避難所」の課題について
(1) 役割について
現在老人福祉館・コミュニティセンター等は、多摩市防災計画で福祉的避難所として指定を受けています。
留意点として『コミュニティセンターや総合福祉センターなどの住環境や福祉的機能が整備されている公共施設を指定する』と示され、そのことが指定の根拠とみられます。しかしながら、これらの施設においてどの点が『住環境や福祉的機能が整備されている』のか、具体的に示すものはありません。また、『畳などの日常生活に近い空間がある施設を指定する』とも示されていますが、畳などが畳のほかにも代用可能な設備がいかなるものであるのかについても具体的に示されていません。
これらのことは、今後における施設の見直しや大規模改修に向かう諸施設のありかたにかかわる事項として把握しておく必要があるのではないのでしょうか。
また、福祉避難所では、『災害発生からおおむね三日程度経過後の開設を想定されている』ことが示されており、『発災直後は最寄りの小中学校などの指定避難所における福祉避難スペースやコミュニティセンター・福祉館の福祉的避難所へ避難すること』と記されているように、発災直後より現地の職員が対応しながら福祉避難所で受け入れが可能となるまでの3日間程度は福祉的避難所が要配慮者を避難受け入れし、対応することとなります。
要配慮者・高齢者や障がい者及び妊産婦の受け入れを行うということは、同伴する家族に対しても一定の配慮が求められるということになります。
例えば、大部屋で避難する要配慮者には一定の割合でおむつの必要な方は存在すると思われます。当然に、着替えや臀部の清潔保持は感染症予防の観点においても必要不可欠です。また、プライバシーが守られる空間も尊厳を守ることにもなり、十分に配慮すべきことです。男女別に着替えができるスペース、臀部の洗浄ができるスペースは、こうした要配慮者の避難生活には必要な設備として考えられます。
今後の施設見直し計画やそのための議論において、福祉的避難所としての機能維持の視点は欠かすことができないものではないのでしょうか。市の認識と見解を伺います。
(2) 福祉的避難所の初動対応、備蓄、運営について
福祉的避難所は、福祉避難所が開設され、受け入れを稼働できるまで3日程度は少なくとも運営される。その点においては、今年配備された備蓄のみで初

項目別質問内容

<p>動対応せざるを得ず、追加の物資が何時間以内に配備されるかの保障はなく、配備された備蓄のみでどれくらい持つのか疑問です。</p>
<p>具体的なシミュレーションを伴う訓練が必要と考えます。</p>
<p>当然に、入っているべきと考えられる「大人用おむつ」、「乳幼児用おむつ」をはじめ、哺乳瓶、粉ミルク、生理用品、洗浄綿などといった衛生用品は1日も待つことのできない物品です。着の身着のままで避難をしてきた要配慮者に必要とされる物資の在り方について、丁寧に検討する必要があります。</p>
<p>また、初動対応する施設職員の負担が過大にならないために何時間程度で応援の職員が配備され、実際に避難所として機能できるかの訓練がなされていないため、実地訓練が求められます。</p>
<p>福祉的避難所のマニュアルを早急に作成し、必要な備蓄を配備し、市民への周知と訓練ができるように求めますが、市の考え方を伺います。</p>
<p>(3) 発災時の飲料水について</p>
<p>施設にある備蓄には、1人あたり500mlのペットボトルが1本程度しかなく、夏場であればすぐに不足することは明らかです。</p>
<p>近年、市内では民間会社との協定によるウォーターサーバーの設置がされる事例がみられていますが、あくまでも環境面での対応として環境部が複数の課にまたがって取り次いでいる現状と聞いています。</p>
<p>設置については、あくまでも住民要望があがった施設を中心に、そのほかに積極的に手を挙げた施設にのみなされるものとなっておりますが、ここに避難所運営の視点は含まれていないのでしょうか。</p>
<p>設置にあたっては当然工事を伴うものもあり、その場合は工事費が所管課の負担となっているため、設置をしたいと思ってもあきらめてしまうことも想定されます。</p>
<p>このウォーターサーバーは、電力が不要で、断水さえしなければ水道水を高機能なフィルタでろ過した浄水が飲料用として得られるものと認識していますが、これが有る無しにより、停電はしても断水していないような場合には、避難者の避難生活の安心感が異なるのではないのでしょうか。</p>
<p>1本のペットボトルがいつ尽きるかわからない状態で避難生活を送るのか、少なくともろ過された水がいつでも飲める状態で避難生活を送るのとでは、身体面でもメンタル面においても不安は低減が可能となるのではないのでしょうか。</p>
<p>こうした「福祉的避難所」の運営継続やその役割と機能において想定した設備等を住民とともに議論していき、十分な情報共有がなされる必要があると考えますが、市の考え方を伺います。</p>

項目別質問内容

(4) 福祉的避難所における衛生機能について
福祉的避難所においては、着替えやお尻を洗う必要性は高く、ケアの視点として清潔を保つための設備が求められ、洗浄機付き便座・男女別に着替えが可能でプライバシーが保持できるシャワー浴の機能は有るべきと考えます。
たとえば、老人福祉施設の改修等の時に、浴槽部分はなくしたとしても、その分介助者がつきそい、シャワー浴が可能なスペースを設けることも提案致します。避難所として運営する際、簡易な浴槽を設置して福祉風呂として運用することも可能ではないでしょうか。常設の浴槽は廃止したとしても、こうしたフレキシブルな運用が可能な施設を維持することは、避難所となったときなど「いざというとき」に地域住民の安全・安心・尊厳を守るものではないでしょうか。市の認識と見解を伺います。
(5) 老人福祉館の役割
老人福祉館は、現在では「通いの場」や「つながり」をつむぐ拠点となり、地域における支えあいを「協創」する場となることが求められるのではないのでしょうか。もちろん、そこに見知った職員がいて、地域の課題を発見し、調整するコーディネートを担う職員の役割があってこそ機能するものと考えます。
駐在する職員には、「よろづ相談所」や「地域の情報源」といった「何かあったら身近にすぐ相談できる職員」の存在意義も求められていると考えます。例えば老人福祉館ではなくなったとしても、そのようなネットワークのハブ的機能が残されるべきと考えます。
改めて、地域における老人福祉館の役割を再確認し、いざというときでも安心な健幸まちづくりの実践につなげるためのハード・ソフトの在り方を具体的に検討することが必要であると思いますが如何でしょうか。
2 災害時医療連携について
先月、浜松市の大災害発生時の行政・保健所・地域医療の連携について視察をしました。浜松市の人口は約80万人、保健所を有する都市で、多摩市とは規模等が違いますが、実践的で具体的な取り組みは参考になると思いますので、紹介しながら提案をしますので、前向きに受け止めて頂きたいです。
(1) 浜松市は震度6弱以上の揺れを観測した時の医療救護体制の流れとして、発災後早期は、24時間医療関係者のいる救護病院を中心として受け入れて、医療関係者の安否確認を行い参集可能な人数を把握します。地域では重症者等を発見した場合は自助・共助で救護病院に搬送し、避難所等の軽症者は市民による応急手当で対応します。救護病院に負傷者が殺到した場合は病院前救護所又は近隣の救護所を開設して軽症者を誘導します。その他の

項目別質問内容

<p>救護所については状況に応じて開設し、概ね3日で閉鎖することになっています。</p>
<p>多摩市において、発災後概ね3日間の医療救護体制の流れ、医療資源・災害状況に応じて医療資源の分散化、3日目以降の避難所支援など医療救護体制をどのように整理し計画しているかを伺います。</p>
<p>また、市民への周知や市民によるトリアージや応急手当の訓練等の必要性をどのようにお考えか伺います。</p>
<p>(2) 災害時の最大の鍵はCSCA</p>
<p>震災発生時、C指揮命令系統の確立 S安全確保 C情報収集と伝達 A評価を構築できるかどうか、地域・組織の運命を左右すると言われていています。</p>
<p>① 指揮命令系統の確立ですが、災害時に起きる問題の大部分は、技術・知識ではなく管理の問題で、浜松市では、指揮系統を確立し、発災直後の少ない参集者で班長・連絡係・記録係・現場指揮者を必ず配置します。現場の各担当の任務や行動を抜き出して1枚のカードにしたアクションカードを予め用意しておくことで、誰でも具体的な指示命令ができ、ボタンタッチを容易にしますが、アクションカードの市の認識と見解を伺います。</p>
<p>② 情報収集と伝達では、BCPを踏まえた関係各所との情報伝達体制、周産期・透析・精神科など専門領域との情報伝達体制、災害医療コーディネーターとの情報伝達体制など、連携が増えるほど情報量が多くなり、情報の整理が課題となります。そこで、記録に残る情報伝達体制の構築が鍵になります。</p>
<p>大災害発生時に、行政及び地域の医療関係機関並びに関係団体等との迅速かつ正確な情報共有を図るためにLINE WORKSを浜松市で契約して、日ごろからユーザーに無料で利用されています。LINE WORKSの利用者は、災害医療ネットワーク会議の組織である救護病院・周産期医療機関・透析医療機関・精神科病院・療養病院・医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・災害医療コーディネーター・タクシー協会・消防局・市関係部署他です。浜松市では、その他1,000ヶ所でも自動集計できる安否確認システムを導入しています。また、災害医療コーディネーターとLINE WORKSを使って日ごろから情報交換して連携しています。記録が残る情報伝達体制の構築としてLINE WORKS・安否確認システムの導入を提案しますが、如何でしょうか。</p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年11月21日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 公園・緑地等の管理にかかわる業務委託について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月21日	No.15
	午前11時40分	

項目別質問内容

1 公園・緑地等の管理にかかわる業務委託について
<p>ネット・社民の会はこのほど「多摩市のみどりの管理状況」を重点課題の一つと位置付け、会派で市内公園・緑地・街路樹等の視察と調査を行いました。</p> <p>多摩市の魅力と言え、まず1～2番目に「緑の豊かさ」が挙げられることは、市民アンケートやワークショップ等で何度も実感しています。「環境が良い」「子育てに最適」という理由で多摩市に住むことを選んだ方のお話も複数聞いています。そんな「まちの財産」である貴重なみどりですが、本市ではその財産管理をどのように行っているのでしょうか。</p> <p>レンガ坂のユリノキを残すと決まり、現実「残った」木の様子を見た際は、議会でもいささか物議をかもしました。しかし実はあのような、素人目にとってもいねいとは感じられない剪定や伐採を受けている木は、他にも市内のあちこちで見受けられます。また市民からも木の切り方に関する苦情、公園の木や街路樹のコンディションに対する心配などをたびたび受けています。</p> <p>樹木の「健康管理」は美観だけでなく、住民の安全問題に関わります。特に近年は、これまで複数の議員が質問したように、ナラ枯れの被害拡大に伴って倒木への危機意識も高まっています。当会派としては、多摩市でどのように適切・適正なみどりの管理をめざしているのかという問題提起をいたしたく、まず樹木の維持管理について岩崎議員から質問させていただきました。</p> <p>私からは、市がどのように業者を選び、どのような契約を結んで、樹木管理の仕事任せられているかについて確認したいと思います。</p>
<p>(1) 改めて、多摩市が公園・緑地等の管理を任せる業者の選定方法について伺います。業者を決定するプロセスはどうなっているのでしょうか。</p> <p>(2) 業務を委託する際の取り決めや、業務内容について伺います。</p> <p>(3) 多摩市のみどりについては豊かさを褒められる一方で、残念ながら「緑は多いが手入れがあまりされていないようだ」という批判も耳にします。そうだとしたら安全や防犯の面でも、環境政策としても、シティセールス的にも良いことではないと思いますが、この点について市の認識を伺います。</p>
<p>資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）</p> <p>①過去5年間の公園緑地課の業務委託先一覧</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5（2023）年11月21日

多摩市議会議員 しのづか 元

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 子ども最優先のまちを目指して
- 2 「共に生きる」を実感できる多摩市へ

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年11月21日	No. 16
	午前8時48分	

1 子ども最優先のまちを目指して

長かった新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限が本年5月8日、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変わること、段階的に従来の日常に戻りつつあります。

この3年間のコロナ禍により、私たちの生活様式や社会システム、市民需要も少なからず変わってきています。保育の現場でも、実際にこれまでは乳幼児の保育需要の拡大に対し、行政サービスを拡大する形で応えてきたものが、少子化の進行などから市内の一部地域では定員に空きが生じているとも伺っています。

一方で、コロナ禍を経た社会状況の変化による影響も含め、乳幼児期からの子育てに困難さや課題を抱えている保護者も増加している状況にあります。これまでの貧困家庭への支援や、虐待など課題を抱えている家庭に向けた支援に加えて、普通に子育てしている家庭へも支援の手を助け、潜在化していた子育てへの負担感を、社会全体で子育てのしやすい環境を整えていくことで軽減していくことも求められていると考えられます。

また、保育園の待機児の状況とは異なり、学童クラブでは引き続き高い保育需要があります。本年10月からは、市内小学校2校（連光寺小学校と貝取小学校）で市内の社会福祉法人に委託する形で、月曜から金曜まで週に5日、放課後子ども教室が試行実施されていますが、その利用状況や利用者満足度などによって、学童クラブでの保育需要にも変化が出てくることが期待されています。

更には、懸案事項になっている不登校対策の今後についてもお伺いし、子どもたちを取り巻く環境をより充実したものとするため、以下質問いたします。

- (1) 直近の市内認可保育園の空き定員の状況と待機時の状況についてお答えください。併せてその原因と対策についても伺います。
- (2) 令和6（2024）年度の入園申請の状況とその傾向について伺います。
- (3) 今年度の学童クラブの利用状況と来年度の申請状況について伺います。待機児童数や定員割れの状況などについてもご説明ください。
- (4) 現在試行している放課後子ども教室の利用状況、学校や運営法人、市民ボランティアとの関係などについて伺います。次年度以降の試行実施予定と現時点での課題などについてもお答えください。
- (5) 不登校特例校の設置に向けては、分校もしくは本校でその設置場所の検討がなされていると聞いていますが、文部科学省の認可や施設

整備などを考えると早くても令和8（2027）年以降の開校になってしまうのではないかと受け止めています。

一方、東京都が独自で新たな不登校の施策として進める事業予定もあると聞きますが、実際にそうした事業計画について多摩市教育委員会は把握しているのか伺います。

2 「共に生きる」を実感できる多摩市へ

昨年8月、国連の障害者権利委員会が、日本の障害者政策を初めて審査して、総括所見において脱施設化やインクルーシブ教育などについて、日本政府に対して改善を勧告しました。審査は日本が2014年に批准した、障害によるあらゆる差別を禁じた障害者権利条約に基づいて行われました。政府はこのことを重く受け止め、改善に向けた方策を講じるべきと考えます。

総括所見冒頭で懸念を指摘したのは日本の障害者政策が、健常者が障害者に「やってあげる」というパターンリズム（父権主義）に偏っている点でした。障害者は平等に扱われる権利を持ち、社会はそれを保障する義務があるという条約の趣旨に反するこの父権主義は、「共に生きる」という共生の理念と矛盾し、収容や分断につながりかねません。

権利委員会が最も重視したのは、第19条「自立した生活および地域生活への包容」と第24条「教育」の問題点でした。第19条は「施設から地域に出て自立した生活を送る」ことを定めた条文ですが、日本では、障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていないことから、「脱施設化」を求めています。そして精神科病院の強制入院は障害を理由とする差別であるとし、自由を奪っている全ての法律の廃止を要請しました。

第24条の障害者教育についても、特別支援教育は分離教育であるとして、中止に向けて障害のある子とない子が共に学べる「インクルーシブ教育」に関する国の行動計画をつくるように求めました。

分離特別教育を終わらせることを目的とし、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識すること、通常の学校へのアクセシビリティを確保すること、合理的配慮を保障し、インクルーシブ教育を確保することなどについて要請されています。

直近10年間で日本の児童生徒数は平成24（2013）年度の1,040万人から952万人と約1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は30.2万人から59.9万人と倍増しています。政府は通常教育と特別支援教育の選択は本人と保護者の意思によるとしていますが、実際には教育委員会が特別支援教育を強く勧めた例は多いと伺っています。権利委員会のヨナス・ラスカス副委員長は「分離教育は分断された社会を

生み出す。インクルーシブ教育は共に生きる社会をつくる礎。」と指摘していることから、インクルーシブ教育の実現へ向けた環境整備が求められると考えます。

多摩市では現在、「多摩市障がい者基本計画」及び「第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画」を策定中と伺っていますが、障害のあるなしに関わらず、共に地域で暮らし、共に学び、共に働けるような多摩市であるために、以下質問いたします。

- (1) 現在策定中の「多摩市障がい者基本計画」「第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画」へはこの国連の障害者権利委員会の勧告の内容はどのように反映されていくのでしょうか。特に基本計画における考え方について市長の見解を伺います。
- (2) 障害者の地域移行を進めるうえで重要なことは、生活と移動の権利を保障する介護保障の充実です。多摩市における障害者支援の介護環境の課題認識と介護人材の育成と確保策についての見解を伺います。
- (3) 多摩市では令和4年（2022）年度から、民間の事業者が行う障害者に対する合理的配慮の提供（具体的には、バリアフリー化工事の施工、段差解消スロープなど物品の購入、コミュニケーションツールの作成・購入など）に要する費用の一部を助成していますが、現在までの利用状況と今後の展開について伺います。
- (4) ヨナス・ラスカスさんの言葉にあるように、インクルーシブ教育は障害のある人もない人も、共に育ち、学び、働き、暮らしていくことのできる共生社会の実現には欠かせないものだと考えます。インクルーシブ教育についての教育長の見解を伺います。